

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

当部分	現 行	改 正 後
第2章 第1節 1	1 市民の意識の高揚 1-1 自主防災思想の普及、徹底 (略) 1-2 防災知識の普及啓発推進 市(総合政策部)及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、 <u>防災知識の普及啓発を推進する。</u> また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民(特に若い世代)へ継続的に周知していくとともに、 <u>避難勧告等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動</u> について周知を図る。 さらに、避難 <u>勧告</u> 等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (1)・(2) (略)	1 市民の意識の高揚 1-1 自主防災思想の普及、徹底 (略) 1-2 防災知識の普及啓発推進 市(総合政策部)及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、 <u>民間団体とも連携しながら</u> 防災知識の普及啓発を推進する。 また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民(特に若い世代)へ継続的に周知していくとともに、 <u>警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動と、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、災害発生情報(以下、避難指示等とする)等の市民に行動を促す情報等との意味</u> について周知を図る。 さらに、避難 <u>指示</u> 等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (1)・(2) (略)
第2章 第2節 2	2 個人・企業等における対策 2-1 市民個人の対策 市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。 市(総合政策部)及び消防本部は、本章第1節第1のとおり、市民に対する防災意識の高揚を図る。 ○市民が行う主な災害対策 (1) 防災に関する知識の取得 ・(略) ・ハザードマップ等による近隣の <u>土砂災害警戒区域等</u> の把握 ・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(避難 <u>勧告</u> 等 <u>発令</u> 時の行動、避難方法、避難場所での行動等)等 (2)～(7) (略)	2 個人・企業等における対策 2-1 市民個人の対策 市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。 市(総合政策部)及び消防本部は、本章第1節第1のとおり、市民に対する防災意識の高揚を図る。 ○市民が行う主な災害対策 (1) 防災に関する知識の取得 ・(略) ・ハザードマップ等による近隣の <u>洪水浸水想定区域</u> 、土砂災害警戒区域等の把握 ・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(避難 <u>指示</u> 等 <u>発令</u> 時の行動、避難方法、避難場所での行動等)等 (2)～(7) (略)
第2章 第2節 3	3 自主防災組織の整備 3-1 自主防災組織の役割 (略) 3-2 自主防災組織の対策	3 自主防災組織の整備 3-1 自主防災組織の役割 (略) 3-2 自主防災組織の対策

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

	提案された計画の趣旨を踏まえ <u>た上で</u> 、大田原市地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。	た計画の趣旨を踏まえ <u>_____</u> 、大田原市地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。
第2章 第3節 7	7 土砂災害・全国防災訓練 市（総合政策部）は、土砂災害警戒情報を活用した避難 <u>勧告</u> 等による <u>住民</u> 及び必要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と <u>住民</u> の防災意識の高揚を図る。	7 土砂災害・全国防災訓練 市（総合政策部）は、土砂災害警戒情報を活用した避難 <u>指示</u> 等による <u>市民等</u> 及び必要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と <u>市民等</u> の防災意識の高揚を図る。
第2章 第4節 1	1 地域における安全性の確保 (略) 1-1 (略) 1-2 避難行動要支援者名簿の整備 (1) (略) (2) 避難行動要支援者名簿の作成 市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の範囲について次の要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。 ア～エ (略) オ <u>65</u> 歳以上の高齢者のみの世帯 カ その他市長が認める者 (3)・(4) (略) 1-3 (略)	1 地域における安全性の確保 (略) 1-1 (略) 1-2 避難行動要支援者名簿の整備 (1) (略) (2) 避難行動要支援者名簿の作成 市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の範囲について次の要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。 ア～エ (略) オ <u>75</u> 歳以上の高齢者のみの世帯 カ その他市長が認める者 (3)・(4) (略) 1-3 (略)
第2章 第4節 2	2 社会福祉施設等における安全性の確保 2-1・2 (略) 2-3 非常災害に関する計画の作成 市（保健福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する <u>_____</u> 。 社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。 2-4～6 (略) 2-7 洪水浸水想定区域 <u>_____</u> や土砂災害 <u>危険箇所</u> の情報提供等 市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域 <u>_____</u> 、土砂災害 <u>計画区域</u> 内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その	2 社会福祉施設等における安全性の確保 2-1・2 (略) 2-3 非常災害に関する計画の作成 市（保健福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する <u>_____</u> とともに、 <u>施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する</u> 。 社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。 2-4～6 (略) 2-7 洪水浸水想定区域 <u>等</u> や土砂災害 <u>警戒区域等</u> の情報提供等 市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域 <u>_____</u> 、 <u>ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域等</u> 内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設そ

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

	<p>他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設)であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</p> <p>また、市(保健福祉部・教育委員会教育部)は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</p> <p><資料編2-31 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制></p>	<p>他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設)であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</p> <p>また、市(保健福祉部・教育委員会教育部)は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</p> <p><資料編2-31 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域における警戒避難体制></p>
第2章 第4節 4	<p>4 在り外国人に対する対策</p> <p>4-1 外国人への防災知識の普及</p> <p>市(総合政策部)は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。</p> <p>また、市(総合政策部)は、外国人に配慮し避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成28(2016)年3月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28(2016)年3月22日付け日本工業規格(以下「JIS」という。)において、制定・改正され、公示されたピクトグラム)に努める。</p> <p><資料編2-6 避難場所ピクトグラム></p> <p>4-2 (略)</p> <p>4-3 災害時外国人サポーター_____の確保(略)</p> <p>4-4 (略)</p>	<p>4 在り外国人に対する対策</p> <p>4-1 外国人への防災知識の普及</p> <p>市(総合政策部)は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。</p> <p>また、市(総合政策部)は、外国人に配慮し避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成28(2016)年3月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28(2016)年3月22日付け日本産業規格(以下「JIS」という。)において、制定・改正され、公示されたピクトグラム)に努める。</p> <p><資料編2-6 避難場所ピクトグラム></p> <p>4-2 (略)</p> <p>4-3 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保(略)</p> <p>4-4 (略)</p>
第2章 第6節 4	<p>4 分散型エネルギーの導入拡大</p> <p>市(市民生活部)は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を検討するとともに、<u>現在実施している太陽光発電システム補助金、蓄電池とエネファームに対する省エネ設備補助金を継続することで</u>、分散型エネルギーの普及を推進し、災害に強い地域づくりを推進する。</p>	<p>4 分散型エネルギーの導入拡大</p> <p>市(市民生活部)は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を検討するとともに、_____分散型エネルギーの普及を推進し、災害に強い地域づくりを推進する。</p>
第2章 第7節 2	<p>2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策(略)</p> <p>2-1 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)市(総合政策部・建設水道部)は、警戒区域の指定があった場合、大田原市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。</p> <p>ア~カ (略)</p> <p><資料編2-31 洪水浸水想定区域__・土砂災害警戒区域__における警戒避難体制></p>	<p>2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策(略)</p> <p>2-1 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)市(総合政策部・建設水道部)は、警戒区域の指定があった場合、大田原市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。</p> <p>ア~カ (略)</p> <p><資料編2-31 洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制></p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

	<p><資料編3-1-1 避難勧告等の発令基準> (3)～(4)(略)</p> <p>2-2 (略)</p>	<p><資料編3-1-1 避難指示等の発令基準> (3)～(4)(略)</p> <p>2-2 (略)</p>
第2章 第7節 5	<p>5 地すべり等の対策 5-1 防止対策等 本市では、主に黒羽地区に地すべり危険箇所等が分布している。この地すべり危険箇所の実態調査、防止工事、指定地域の管理については、「地すべり等防止法(昭和33(1958)年法律第30号)」により県が行う。</p> <p>5-2 (略) <資料編1-3 地すべり危険箇所一覧表></p>	<p>5 地すべり等の対策 5-1 防止対策等 本市では、主に黒羽地区に土砂災害警戒区域(地すべり)等が分布している。この土砂災害警戒区域(地すべり)の実態調査、防止工事、指定地域の管理については、「地すべり等防止法(昭和33(1958)年法律第30号)」により県が行う。</p> <p>5-2 (略) <資料編1-7 土砂災害警戒区域(地すべり)一覧表></p>
第2章 第7節 7	<p>7 急傾斜地崩壊対策 7-1 危険箇所の実態調査 (略) <資料編1-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表></p> <p>7-2 急傾斜地崩壊防止工事 急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、県が崩壊防止工事を実施する。 <資料編1-6 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表></p> <p>7-3 土地所有者等に対する防災措置 <u>(1) 土地所有者等に対する指導</u> 市(建設水道部)は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。 <u>(2) 融資制度の周知</u> 市(建設水道部)及び県は、急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域)及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、<u>公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。</u> ・<u>がけ地近接等危険住宅移転事業(所管：国土交通省)</u></p> <p>7-4 (略)</p>	<p>7 急傾斜地崩壊対策 7-1 危険箇所の実態調査 (略) <資料編1-6 土砂災害警戒区域(急傾斜)一覧表></p> <p>7-2 急傾斜地崩壊防止工事 土砂災害警戒区域(急傾斜)は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、県が崩壊防止工事を実施する。 <資料編1-6 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表></p> <p>7-3 土地所有者等に対する指導 <u>(削除)</u> 市(建設水道部)は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。</p> <p>7-4 (略)</p>
第2章 第7節 8	<p>8 土石流防止対策 8-1 砂防工事の推進等 本市には、黒羽地区に土石流危険渓流が分布している。これらの土石流の危険渓流に対する砂防指定地の指定及び砂防工事については、「砂防法(明治3</p>	<p>8 土石流防止対策 8-1 砂防工事の推進等 本市には、黒羽地区に土砂災害警戒区域(土石流)が分布している。これらの土石流の危険渓流に対する砂防指定地の指定及び砂防工事については、「砂</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

	0年法律第29号)」により県が行うこととなっている。 <資料編1-7 土石流危険渓流一覧表>	防法(明治30年法律第29号)」により県が行うこととなっている。 <資料編1-5 土砂災害警戒区域(土石流)一覧表>																				
	8-2(略)	8-2(略)																				
第2章 第8節	第8節 水防体制の整備 大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。	第8節 水防体制の整備 県は大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備し、市は災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。																				
第2章 第8節 2	2 水防活動体制の整備 2-1 資機材等の整備 市(水防管理団体)は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。 ○水防管理団体水防倉庫備蓄基準(H30・栃木県水防計画より) 図(略) 2-2 水防施設の整備 市(水防管理団体)は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。	2 水防活動体制の整備 2-1 資機材等の整備 市(水防管理団体)は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。 ○水防管理団体水防倉庫備蓄基準(令和2年度・栃木県水防計画より) 図(略) 2-2 水防施設の整備 市(水防管理団体)は、水防活動の拠点となる水防施設等の整備に努める。																				
第2章 第8節 3	3 洪水予報伝達体制の整備 3-1 国が指定して洪水予報を実施する河川(略) (1)(略) (2)洪水予報の種類並びに発表基準 洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。	3 洪水予報伝達体制の整備 3-1 国が指定して洪水予報を実施する河川(略) (1)(略) (2)洪水予報の種類並びに発表基準 洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕</th> <th>発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕</td> <td>氾濫が発生した後速やかに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表の基準	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕</th> <th>発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕 警戒レベル3相当</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕 警戒レベル4相当</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕 警戒レベル4相当</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕 警戒レベル5相当</td> <td>氾濫が発生した後速やかに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表の基準	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕 警戒レベル3相当	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕 警戒レベル4相当	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕 警戒レベル4相当	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕 警戒レベル5相当	氾濫が発生した後速やかに発表する。
洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表の基準																					
〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																					
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																					
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。																					
〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。																					
洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表の基準																					
〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕 警戒レベル3相当	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																					
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕 警戒レベル4相当	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																					
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕 警戒レベル4相当	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。																					
〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕 警戒レベル5相当	氾濫が発生した後速やかに発表する。																					

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

	3-2 (略)	3-2 (略)																								
第2章 第8節 4	4 水位情報の通知及び周知を実施する次期 (略)	(削除)																								
第2章 第8節 6	6 洪水浸水想定区域 における対策 現在市内の河川については、第3により洪水浸水想定区域等に指定されている。市（総合政策部）は、水防法第15条の規定により浸水想定区域 毎に、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。 以下箇条書き部分 (略)	5 洪水浸水想定区域等 における対策 市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも浸水想定区域等毎に、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民等及び要配慮者利用施設等に周知を図る。 以下箇条書き部分 (略)																								
第2章 第9節 1	1 農地・農業用施設及び林業用施設対策 (略) 1-1 (略) 1-2 農業用ため池施設対策 農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努める また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、補助事業等を活用し整備、改良に努める。	1 農地・農業用施設及び林業用施設対策 (略) 1-1 (略) 1-2 農業用ため池施設対策 農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。 また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、補助事業等を活用し整備、改良に努める。																								
第2章 第10節 1	1 気象情報等の収集 1-1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集 (略) ○主な防災気象情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災気象情報</th> <th>概要</th> <th>発表時刻、利用上の効果等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>(略)</td> <td>避難準備情報や避難勧告など市長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主避難への警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>(略)</td> <td>住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市長はただちに避難勧告や避難指</td> </tr> </tbody> </table>	防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等	(略)	(略)	(略)	警報	(略)	避難準備情報や避難勧告など市長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主避難への警戒を呼びかける。	特別警報	(略)	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市長はただちに避難勧告や避難指	1 気象情報等の収集 1-1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集 (略) ○主な防災気象情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災気象情報</th> <th>概要</th> <th>発表時刻、利用上の効果等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>(略)</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告など市長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主避難への警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>(略)</td> <td>住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市長はただちに避難勧告や避難指</td> </tr> </tbody> </table>	防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等	(略)	(略)	(略)	警報	(略)	避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告など市長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主避難への警戒を呼びかける。	特別警報	(略)	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市長はただちに避難勧告や避難指
防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等																								
(略)	(略)	(略)																								
警報	(略)	避難準備情報や避難勧告など市長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主避難への警戒を呼びかける。																								
特別警報	(略)	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市長はただちに避難勧告や避難指																								
防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等																								
(略)	(略)	(略)																								
警報	(略)	避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告など市長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主避難への警戒を呼びかける。																								
特別警報	(略)	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市長はただちに避難勧告や避難指																								

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町 村 長の避難 勧告 等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表。	示 <u>勧告</u> を行う。 避難 勧告 等災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
	(略)	(略)	(略)
○宇都宮地方気象台が発表する水害・台風、竜巻等風害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分 気象注意報・警報の種類及び発表基準（次の基準を上回ると予想される場合に発表）			
大田原市	(略)	(略)	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度となる大雨が予想され、 <u>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>	
	(略)	(略)	
警報	大雨	表面雨量指数基準	17
		土壌雨量指数基準	<u>14.1</u>
	洪水	流域雨量指数基準	熊川流域= <u>14.2</u> 、押川流域= <u>6</u> 松葉川流域=11.8、湯坂川流域= <u>10.5</u> 巻川流域= <u>3.5</u> 、相の川流域= <u>3.2</u>
		複合基準	那珂川流域=(13、 <u>47.1</u>) 熊川流域=(<u>15</u> 、 <u>12.7</u>) 松葉川流域=(9、10.6)
	指定河川洪水予報による基準	那珂川[小口]、那珂川上流部[晩翠橋・黒羽] 帚川[佐久山]、蛇尾川[蛇尾橋] 余笹川[中余笹橋]	
(略)	(略)	(略)	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数	<u>8.4</u>

	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町 長 の避難 指示 等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表。	示 <u>(緊急)</u> を行う。 避難 指示 等災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
	(略)	(略)	(略)
○宇都宮地方気象台が発表する水害・台風、竜巻等風害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分 気象注意報・警報の種類及び発表基準（次の基準を上回ると予想される場合に発表）			
大田原市	(略)	(略)	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度となる大雨が予想され、 _____る場合	
	(略)	(略)	
警報	大雨	表面雨量指数基準	17
		土壌雨量指数基準	<u>12.1</u>
	洪水	流域雨量指数基準	熊川流域= <u>17.2</u> 、押川流域= <u>6.2</u> 松葉川流域=11.8、湯坂川流域= <u>12.9</u> 巻川流域= <u>4.3</u> 、相の川流域= <u>3.5</u>
		複合基準	那珂川流域=(13、 <u>45.7</u>) 熊川流域=(<u>13</u> 、 <u>15.4</u>) 松葉川流域=(9、10.6)
	指定河川洪水予報による基準	那珂川[小口]、那珂川上流部[晩翠橋・黒羽] 帚川[佐久山]、蛇尾川[蛇尾橋] 余笹川[中余笹橋]	
(略)	(略)	(略)	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数	<u>7.3</u>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

			流域雨量指数基準	熊川流域= <u>11.3</u> 、押川流域= <u>4.8</u> 松葉川流域=9.4、湯坂川流域= <u>7.3</u> 巻川流域= <u>2.8</u> 、相の川流域= <u>2.6</u>				流域雨量指数基準	熊川流域= <u>13.7</u> 、押川流域= <u>4.9</u> 松葉川流域=9.4、湯坂川流域= <u>8.1</u> 巻川流域= <u>3.4</u> 、相の川流域= <u>2.8</u>
		洪水	複合基準	那珂川流域=(10、 <u>33.8</u>) 熊川流域=(<u>10</u> 、 <u>11.3</u>) 松葉川流域=(9, 7.5) 湯坂川流域=(6、 <u>7.3</u>)			洪水	複合基準	那珂川流域=(10、 <u>32.9</u>) <u>箒川流域=(8, 35.2)</u> 熊川流域=(<u>8</u> 、 <u>13.7</u>) <u>押川流域=(10, 4.9)</u> 松葉川流域=(9, 7.5) 湯坂川流域=(6、 <u>8.1</u>)
			指定河川洪水予報による基準	那珂川[小口]、那珂川上流部[晩翠橋・黒羽] 箒川[佐久山]、蛇尾川[蛇尾橋] 余笹川[中余笹橋]				指定河川洪水予報による基準	那珂川[小口]、那珂川上流部[晩翠橋・黒羽] 箒川[佐久山]、蛇尾川[蛇尾橋] 余笹川[中余笹橋]
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	11.0mm			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	11.0mm
第2章 第11節 1	1 通信体制の整備 (略) 1-1 市防災行政無線 現在市内には、黒羽地区に同報系の防災行政無線が整備されている。防災行政無線は、避難 <u>勧告</u> 等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達するには有効であるため、平常時より定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。 <資料編2-14 市防災行政無線屋外拡声器設置箇所(黒羽地区)> 1-2・3 (略) 1-4 市広報車・消防団自動車 市(総合政策部)及び消防団は、防災行政無線(同報系)の間こえにくい場所や未整備地区についての、避難 <u>勧告</u> 、指示等の伝達に活用するため広報車・消防自動車の一層の配備を図る。 1-5・6 (略)	1 通信体制の整備 (略) 1-1 市防災行政無線 現在市内には、黒羽地区に同報系の防災行政無線が整備されている。防災行政無線は、避難 <u>指示</u> 等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達するには有効であるため、平常時より定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。 <資料編2-14 市防災行政無線屋外拡声器設置箇所(黒羽地区)> 1-2・3 (略) 1-4 市広報車・消防団自動車 市(総合政策部)及び消防団は、防災行政無線(同報系)の間こえにくい場所や未整備地区についての、避難 <u>指示</u> 等の伝達に活用するため広報車・消防自動車の一層の配備を図る。 1-5・6 (略)							

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

第2章 第12節 冒頭	第12節 避難体制の整備 災害発生時に危険区域にいる 住民 、駅等に溢れる帰宅困難者、デパート、宿泊施設等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。 また、避難に関する知識を市民__に対し周知徹底する_____ _____。	第12節 避難体制の整備 災害発生時に危険区域にいる 市民 、駅等に溢れる帰宅困難者、デパート、宿泊施設等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。 また、避難に関する知識を市民等に対し周知__するとともに、「 自らの命は自らが守る 」という意識を持ち 自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民等に周知する 。
第2章 第12節 1	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 1-1・2 (略) 1-3 福祉避難所の指定 (1) 市(保健福祉部)は、 <u>一般の避難所</u> _____では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。 (2)・(3) 略	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 1-1・2 (略) 1-3 福祉避難所の指定 (1) 市(保健福祉部)は、 <u>避難所内の一般避難スペース</u> _____では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。 (2)・(3) 略
第2章 第12節 2	2 避難に関する知識の周知徹底 市(総合政策部)は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、 <u>避難勧告・避難指示(緊急)の意味やその発令があった時にとるべき避難行動</u> 等避難に必要な知識等について幅広い年代の 住民 への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。 さらに、 <u>避難勧告</u> 等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと 住民 等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から 住民 等への周知徹底に努めるものとする。・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等)等 2-1・2 (略)	2 避難に関する知識の周知徹底 市(総合政策部)は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、 <u>警戒レベルとそれに応じて市民等がとるべき行動、避難指示等の市民等に行動を促す情報等</u> の意味_____等避難に必要な知識等について幅広い年代の 市民等 への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。 さらに、 <u>避難指示</u> 等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと 市民 等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から 市民 等への周知徹底に努めるものとする。・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等)等 2-1・2 (略)
第2章 第12節	3 避難実施・誘導體制の整備 3-1 避難基準の設定	3 避難実施・誘導體制の整備 3-1 避難基準の設定

風水害編 第2章

<p>3</p>	<p>市（総合政策部）は、土砂災害警戒区域や、指定河川（洪水予報河川及び水位周知河川）、さらには、指定河川以外の河川（市が、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した中小河川）について、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を設定するものとする。</p> <p>その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、国の避難勧告等に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。</p> <p>また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>3-2 避難勧告等の伝達手段の整備</p> <p>市（総合政策部）は、土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第11節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。</p> <p>3-3 (略)</p>	<p>市（総合政策部）は、土砂災害警戒区域や、指定河川（洪水予報河川及び水位周知河川）、さらには、指定河川以外の河川（市が、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した中小河川）について、浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を設定するものとする。</p> <p>その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、国の避難指示等に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。</p> <p>また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>3-2 避難指示等の伝達手段の整備</p> <p>市（総合政策部）は、土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第11節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。</p> <p>3-3 (略)</p>																
<p>第2章 第16節 1</p>	<p>1 災害対策活動拠点の種類</p> <p>1-1-2 (略)</p> <p>1-3 地域災害対策活動拠点</p> <p>県が県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備するものである。</p> <p>また、道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は市（産業振興部）や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="409 1257 1155 1353"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域災害__活動拠点</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設 名	住 所	電 話 番 号	地域災害__活動拠点	(略)	(略)	(略)	<p>1 災害対策活動拠点の種類</p> <p>1-1-2 (略)</p> <p>1-3 地域災害対策活動拠点</p> <p>県が県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備するものである。</p> <p>また、道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は市（産業振興部）や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="1200 1257 1946 1353"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域災害対策活動拠点</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設 名	住 所	電 話 番 号	地域災害 対策 活動拠点	(略)	(略)	(略)
区 分	施 設 名	住 所	電 話 番 号															
地域災害__活動拠点	(略)	(略)	(略)															
区 分	施 設 名	住 所	電 話 番 号															
地域災害 対策 活動拠点	(略)	(略)	(略)															

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

風水害編 第2章

		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第2章 第18節 3	3 廃棄物処理施設 市(市民生活部)及び事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物(以下「災害廃棄物等」という。)を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。 (1)～(5)(略) <u>(新設)</u>	3 廃棄物処理施設 施設管理者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物(以下「災害廃棄物等」という。)を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。 (1)～(5)(略) <u>(6)市(市民生活部)は、対策を講じるために必要な助言・指導を行う。</u>						
第2章 第20節 1	1 公立学校の対策 1-1 学校安全計画等の作成 (略) ○「学校安全計画」作成上の留意点 年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 防災教育に関する事項 ・学年別、月別の関連教科、道徳及び、総合的な学習の時間 _____ における指導事項 ・特別活動、部活動等における指導事項 ②・③ (略) <資料編2-25 学校安全計画の概要> (略)	1 公立学校の対策 1-1 学校安全計画等の作成 (略) ○「学校安全計画」作成上の留意点 年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 防災教育に関する事項 ・学年別、月別の関連教科、道徳____、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項 ・特別活動、部活動等における指導事項 ②・③ (略) <資料編2-25 学校安全計画の概要> (略)						
第2章 第20節 4	4 文化財災害予防対策 火災 _____ 対策編第2章第2節5の5-3に準じ、水害・台風、竜巻等風害・雪害に備えた対策を行う。	4 文化財災害予防対策 火災災害対策編第2章第2節5の5-4に準じ、水害・台風、竜巻等風害・雪害に備えた対策を行う。						
第2章 第22節 4	4 発生時に備えた取り組みの実施 1-1・2 (略) 1-3 離着陸場用地の確保 市(総合政策部)は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリコプターの離着陸に適した土地の確保に努める。 1-4～6 (略)	4 発生時に備えた取り組みの実施 1-1・2 (略) 1-3 離着陸場用地の確保 市(総合政策部)は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターに _____ より実施することになるため、ヘリコプターの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。 1-4～6 (略)						
第2章 第23節 2	2 災害廃棄物等の処理体制の整備 2-1 市の対策 市(市民生活部)は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。	2 災害廃棄物等の処理体制の整備 2-1 市の対策 市(市民生活部)は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。						

風水害編 第2章

<p>2-2 (略)</p> <p>2-3 県(環境森林部)の対策 県(環境森林部)は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「<u>災害時の廃棄物処理対応マニュアル</u>」(平成29年3月 栃木県)に基づき<u>訓練等を行う</u>など必要な支援を行う。 <u>(新設)</u></p> <p>(1) <u>市町等において、災害廃棄物等の発生見込み量を把握し、その処理体制を整備することができるよう支援する。</u> <u>(新設)</u></p> <p>(2) 平時から市町等、処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。</p> <p>(3) <u>市町等及び関係団体との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」(以下「相互応援協定等」という。)が災害時に実効的に機能するよう、定期的に訓練、当該協定の内容の確認等を行うとともに、連絡体制を整備する。</u></p> <p>(4) _____</p> <hr/> <p><u>災害の発生等に伴い</u>、石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市町等、処理業者、解体業者等に対し、<u>「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」</u> (平成23(2011)年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29(2017)年8月環境省 水・大気環境局大気環境課)等の周知を図る。</p> <p>(5) <u>災害時の廃棄物対策に関し</u>、県域を越えた<u>相互応援</u>体制の<u>構築</u>に向け、関係都県、国等と共に検討を行う。</p>	<p><u>また、市(市民生活部)はあらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定をするなど平時の備えについて努める。</u></p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-3 県(環境森林部)の対策 県(環境森林部)は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「<u>栃木県災害廃棄物処理計画</u>」(平成31(2019)年3月栃木県)に基づき _____ <u>必要な支援を行う。</u></p> <p>(1) <u>市町等及び関係団体との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」(以下「相互応援協定等」という。)が災害時に実効的に機能するよう、協定内容の確認や見直しなど、協力体制を構築し、連携強化を図る。</u></p> <p>(2) <u>市町等の災害廃棄物処理計画の策定を支援する。</u></p> <p>(3) <u>管内の災害廃棄物対策の進捗状況に応じた人材育成を進めるため、定期的かつ計画的な研修・訓練を継続して行う。</u> (1)・(2) (略)</p> <p>(4) 平時から市町等、処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。 <u>(削除)</u></p> <p>(5) <u>災害廃棄物の適正かつ迅速な処理について、市民等の理解を促進するため、県のホームページ等において、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性について周知を図る。</u> <u>なお</u>、石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市町等、処理業者、解体業者等に対しては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(改訂版)」(平成23(2011)年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29(2017)年9月環境省 水・大気環境局大気環境課)等の周知を行い、<u>その取扱いについて理解を促進する。</u></p> <p>(6) <u>大規模災害に備え</u>、県域を越えた<u>広域の連携</u>、体制の<u>整備</u>に向け、関係都県、国等と共に検討を行う。</p>
--	---